

水道料金及び下水道使用料改定共通確認事項

1 基本水量について

1-1 水道料金及び下水道使用料体系提案パターンの変更

前回（第3回）審議会までは、下水道使用料体系案では、現状のままの基本水量 10 m³とする案をA案、廃止する案をB案、5 m³にする案をC案としていましたが、水道料金の案と相違があり、わかりにくいことから体系案合わせました。基本水量 5 m³とする案をA案、基本水量を廃止する案をB案に統一します。

○前回まで

	水道	下水道
A案	基本水量5m ³	基本水量10m ³
B案	基本水量0m ³	基本水量0m ³
C案	—	基本水量5m ³



○今回から

	水道	下水道
A案	基本水量5m ³	基本水量5m ³
B案	基本水量0m ³	基本水量0m ³

上下(案)を統一します。

1-2 基本水量制変更案について

A案・・・現行の基本水量月 10 m³を月 5 m³にする案です。

B案・・・現行の基本水量月 10 m³を月 0 m³つまり基本水量制を廃止する案です。基本料金を0円にする案ではありません。

○現行

	基本水量	基本料金
水道	10m ³ /月	1,250円
下水道	10m ³ /月	670円



○改定後(水道及び下水道共に)

	基本水量	基本料金
A案	5m ³ /月	×××円
B案	0m ³ /月	△△△円

ここを0円にする案ではありません。水道と下水道の料金を統一する案でもありません。

1-3 水道と下水道の基本水量制の統一

基本水量制については、A案、B案いずれを選択しても、水道及び下水道で異なる選択はしません。水の使用実態と排水の使用実態は基本的に関係性があることから統一します。